

年金制度改革法の概要について

第 180 回国会に提出された社会保障・税一体改革関連法案のうち「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」及び「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が一部修正の上、可決・成立し、8月22日に法律が公布されましたので、その概要についてお知らせいたします。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律
(平成 24 年法律第 62 号)

主要項目・施行時期

- (1) 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、受給資格期間の短縮を行う。[25年 10年](平成 27 年 10 月施行)
- (2) 基礎年金国庫負担 1/2 が恒久化される特定年度(平成 16 年改正法で「別に法律で定める年度」と規定)を平成 26 年度と定める。(平成 26 年 4 月施行)
- (3) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。(平成 28 年 10 月施行)
- (4) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。(2 年を超えない範囲内で政令で定める日から施行)
- (5) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。(平成 26 年 4 月施行)
- (6) 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずる。高所得者の年金額調整、国民年金第 1 号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置について検討する。

(1)(2)(5)については、税制抜本改革により得られる税収(消費税込)を充てる。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
(平成 24 年法律第 63 号)

主要項目

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2 階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の 1・2 階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限 18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての 3 階部分(職域部分)は廃止する。廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して 27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

施行時期

- (1) ~ (5) 平成 27 年 10 月
- (6) 公布の日から 1 年を超えない範囲内で政令で定める日